

令和6年7月11日（臨時会）

令和6年
奈良県広域消防組合議会
第1回臨時会会議録

奈良県広域消防組合議会

令和6年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会会議録目次

○7月11日

開会	2
管理者開会挨拶	3
仮議席の指定	3
選第 1 号 議長選挙について	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
選第 2 号 副議長選挙について	5
議会運営委員会委員の選任	5
会期の決定（議会運営委員会委員長報告）	6
議長諸報告	7
管理者行政報告	7
報第 2 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	7
報第 3 号 奈良県広域消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の 専決処分の報告について	8
報第 4 号 令和5年度奈良県広域消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報 告について	9
報第 5 号 令和5年度奈良県広域消防組合一般会計事故繰越し繰越計算書の報 告について	9
議第 8 号 令和6年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第1号）	10
議第 9 号 工事請負契約の締結について	14
議第10号 財産の取得について	17
議第11号 財産の取得について	17
議第12号 財産の取得について	17
同第 2 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて	19
管理者閉会挨拶	20
閉会	20

令和6年7月11日

令和6年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会会議録

奈良県広域消防組合議会

令和6年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会会議録

令和6年7月11日（木曜日）午後2時00分 開会

議 事 日 程

令和6年7月11日（木曜日）午後2時00分 開議

議事日程第1

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選第 1号 議長選挙について

議事日程第2

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 選第 2号 副議長選挙について

日程第 4 議会運営委員会委員の選任

日程第 5 会期の決定（議会運営委員会委員長報告）

日程第 6 議長諸報告

日程第 7 管理者行政報告

日程第 8 報第 2号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

日程第 9 報第 3号 奈良県広域消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

日程第10 報第 4号 令和5年度奈良県広域消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第11 報第 5号 令和5年度奈良県広域消防組合一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第12 議第 8号 令和6年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第1号）

日程第13 議第 9号 工事請負契約の締結について

日程第14 議第10号 財産の取得について

日程第15 議第11号 財産の取得について

日程第16 議第12号 財産の取得について

日程第17 同第 2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出 席 議 員 （25名）

2番 市 本 貴 志 君

4番 竹 邑 利 文 君

6番 勝 井 太 郎 君

3番 辰 巳 光 則 君

5番 岡 田 光 司 君

7番 寺 前 伊 平 君

8 番 仲 山 嘉 君
10 番 福 田 浩 実 君
12 番 中 川 靖 広 君
14 番 沖 優 子 君
16 番 川 田 裕 君
18 番 西 澤 巧 平 君
20 番 丸 井 雅 弘 君
22 番 中 勝 洋 君
24 番 奥 田 英 人 君
26 番 小 西 章 裕 君

9 番 中 拓 也 君
11 番 山 口 昌 亮 君
13 番 牧 浦 秀 俊 君
15 番 西 井 覚 君
17 番 小 原 薫 君
19 番 平 井 清 君
21 番 中垣内 敏 博 君
23 番 植 田 龍 一 君
25 番 南 満 君

欠 席 議 員 （1名）

1 番 大 橋 基 之 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

管 理 者 亀 田 忠 彦 君
副 管 理 者 並 河 健 君
副 管 理 者 阿 古 和 彦 君
副 消 防 長 立 野 健 司 君
総 務 部 長 徳 永 達 也 君
警 防 部 長 丸 本 千 彰 君
会 計 管 理 者 北 嘉 文 君

代表副管理者 中 井 章 太 君
副 管 理 者 金 剛 一 智 君
消 防 長 寺 崎 至 亮 君
組 合 事 務 局 長 梅 野 正 和 君
人 事 部 長 長 塚 典 義 君
予 防 部 長 岡 本 寿 広 君

会議に従事した事務局職員

議会事務局長 箱 谷 英 雄 君
議会事務局主幹 上 田 直 紀 君

議会事務局次長 生 多 章 人 君
議会事務局指導官 森 昌 子 君

午後2時00分 開会

○議会事務局長（箱谷英雄君） 議会事務局長の箱谷でございます。本臨時会は組合議員の任期満了に伴う選出後に行われます最初の会議となりますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で竹邑議員が年長の議員となられますので、ご紹介をいたします。

竹邑議員、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（竹邑利文君） ただいま紹介いただきました竹邑でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから令和6年第1回臨時会を開会いたします。

理事者より、会議にて資料作成が必要となった場合のために、議場内に設置されたカメラより、会議内容を職員控室に配信したいとの要望がございます。

これまでと同様、職員控室に会議内容を配信することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（竹邑利文君） ご異議ございませんので、ただいまから中継させていただきます。

管理者開会挨拶

○臨時議長（竹邑利文君） 管理者から議会招集のご挨拶がありますので、これをお受けいたします。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙中の折にもかかわりませず、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、本日は組合議員選出後、初の会議を開催する運びとなりましたが、議員各位におかれましては、奈良県広域消防組合の発展にお力添えを賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本会議では、報告4件、補正予算1件、工事の請負契約締結が1件、財産の取得が3件、同意1件を提案させていただいております。何とぞよろしくご審議を賜りますことをお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（竹邑利文君） ありがとうございます。

本会議は、議員選出後、初めての会議となっております。議員のご紹介は、お手元の名簿にてご紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、天理市の大橋基之議員から欠席届が提出されましたので、ご報告申し上げます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（竹邑利文君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第2 選第1号 議長選挙について

○臨時議長（竹邑利文君） 日程第2、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（竹邑利文君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議はございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(竹邑利文君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

議長に25番、南満議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました南議員を議長の当選人と定めることにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(竹邑利文君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました南議員が議長に当選されました。

議長に当選された南議員が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、南議員より議長就任の受託及びご挨拶を受けることにいたします。

南議員。

○議長(南 満君) ただいま、皆様方のご推挙によりまして、組合議長に就任をさせていただくことになりました御所市議会議長の南でございます。

円滑な議会運営はもとより、奈良県広域消防組合のさらなる発展をしっかりと進めるため、全力を尽くしてまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、今まで以上に寛大なご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、就任の言葉といたします。よろしく願いいたします。(拍手)

○臨時議長(竹邑利文君) ありがとうございます。

以上をもって、議長選挙を終わります。

それでは、議長と交代します。その間、暫時休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時08分 再開

○議長(南 満君) 休憩を解き再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行につきましては、奈良県広域消防組合議会会議規則に基づいて進行いたします。

日程第1 議席の指定

○議長(南 満君) 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(南 満君) 日程第2、会議録署名議員を指名いたします。

奈良県広域消防組合議会会議規則第87条の規定により、13番、牧浦秀俊議員、20

番、丸井雅弘議員を指名いたします。

日程第3 選第2号 副議長選挙について

○議長（南 満君） 日程第3、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に21番、中垣内敏博議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました中垣内議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中垣内議員が副議長に当選されました。

副議長に当選された中垣内議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、中垣内議員より副議長就任の受託及びご挨拶を受けることにいたします。

中垣内議員、ご登壇よろしくお願いいたします。

中垣内議員。

○副議長（中垣内敏博君） 皆さん、こんにちは。

ただいま、議長からご指名をいただき、副議長の職務をお受けいたしました下市町議会の中垣内敏博と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

副議長という大きな責任のある役職をいただいたことは、本当に光栄でありますとともに、責務の重大さを痛感いたしております。

今後とも、皆様と共に開かれた広域消防組合議会、また、協力しながら議会を進めていきますように、ご指導とご鞭撻を重ねてお願い申し上げまして、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（南 満君） ありがとうございます。

以上をもって、副議長選挙を終わります。

日程第4 議会運営委員会委員の選任

○議長（南 満君） 日程第４、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員の指名については、議会委員会条例第５条第１項の規定により、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員会委員を指名いたします。

２番、市本貴志議員、４番、竹邑利文議員、５番、岡田光司議員、８番、仲山嘉議員、１０番、福田浩実議員、１６番、川田裕議員、１８番、西澤巧平議員、２４番、奥田英人議員、以上となります。

ただいま指名させていただきました議員各位におかれましては、奈良県広域消防組合の発展と組合議会の円滑な運営のため、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会委員の選任を終わります。

ここで、議会運営委員会を開催いたしますので、委員は別室へ移動願います。その間、暫時休憩いたします。

午後２時１３分 休憩

午後２時４０分 再開

○議長（南 満君） 休憩を解き再開いたします。

ただいま、議会運営委員会にて、議会運営委員長、副委員長の互選が行われましたので、報告いたします。

議会運営委員長に１６番、川田議員、副委員長に１８番、西澤議員、以上でございます。

日程第５ 会期の決定（議会運営委員会委員長報告）

○議長（南 満君） 日程第５、会期の決定を行います。

会期及び日程について、議会運営委員会でご協議いただいておりますので、議会運営委員会委員長からの報告を求めます。

川田委員長。

○議会運営委員長（川田 裕君） 議会運営委員長に選出をいただきました香芝市の川田でございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、議会運営委員会を代表いたしまして報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、令和６年組合議会第１回臨時会の運営についてを議題として開催いたしました。

初めに、奈良県広域消防組合議会の申し合わせ事項の確認をいたしましたので、お手元に配付をさせていただきます。

次に、会期については、本日１日限りとすることに決定をいたしました。

続いて、日程について審査し、報告４件、補正予算、工事請負契約それぞれ１件、財産の取得３件、同意１件を本日の日程とすることに決定をいたしました。

最後に、奈良県広域消防組合議会会議規則第109条の規定により、閉会中の継続審査については、ここに申出をいたします。

これをもちまして、議会運営委員会の報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、委員各位の補足説明をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（南 満君） ただいま議会運営委員長から報告がございましたとおり、本会議の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、本会議の日程は本日1日限りと決定いたしました。

ただいまの議会運営委員長の報告の中でありました閉会中の継続審査について、これを認めることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

また、申し合わせ事項についてのご確認もございましたが、お手元に配付のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、申し合わせ事項は配付のとおりといたします。

日程第6 議長諸報告

○議長（南 満君） 続きまして、日程第6、議長諸報告については、監査委員から例月出納検査の結果報告について通知がございましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご清覧おき願います。

これにて、議長諸報告を終わります。

日程第7 管理者行政報告

○議長（南 満君） 日程第7、管理者行政報告を受けることにいたします。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 管理者行政報告につきましては、事前に配付させていただいたとおりでございますので、ご清覧いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（南 満君） これをもちまして、管理者行政報告を終わります。

日程第8 報第2号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

○議長（南 満君） 日程第8、報第2号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、管理者の説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 報第2号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告について、ご説

明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

本件は、公用車の運行中に発生した事故に係る損害賠償の額の決定3件についての報告でございます。

以上、報告いたしますので、ご承知おきよろしくお願いを申し上げます。

○議長（南 満君） 以上の報告に対し、確認等はございませんか。

4番、竹邑議員。

○4番（竹邑利文君） この事故の件で、宇陀署の物件なんですけど、これ、事故状況をちょっと再度教えてくれますか。

○議長（南 満君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永でございます。4番、竹邑議員の確認事項についてご回答させていただきます。

救急車が宇陀市立病院に搬送した後、ハッチを閉めようとしたところ、安全確認を怠ったことによりまして、近くにいた看護師さんの頭に、後ろのハッチが接触したものでございます。

以上です。

○議長（南 満君） 4番、竹邑議員。

○4番（竹邑利文君） というと、これは賠償方法としては国賠でいくんですか、それとも対人賠償でいくか、どちらで適用するわけですか。

○議長（南 満君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 引き続きお答えさせていただきます。

共済保険に入っておりますので、その自動車保険の対人賠償で治療費を賠償させていただきました。

以上でございます。

○議長（南 満君） 竹邑議員、3回目となりますので、要件をまとめてください。

○4番（竹邑利文君） これは国家賠償法では適用できませんの。

○議長（南 満君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 車両に関する事故ということでございまして、市有物件共済の方が保険からの支払いが可能というようなことでございました。

以上でございます。

○議長（南 満君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ないようでございますので、報第2号を終わらせていただきます。

日程第9 報第3号 奈良県広域消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

○議長（南 満君） 日程第8、報第3号、奈良県広域消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、管理者の説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 報第3号、奈良県広域消防組合監査委員に関する条例の一部を

改正する条例の専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

議案書 3 ページ、参考資料 1 ページを併せてご覧ください。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の制定により、地方自治法の一部が改正され、引用していた条項が移動することから、関係条文を改正後の条項に改めるものでございます。

以上、ご報告をさせていただきますので、ご承知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 満君） 以上の報告に対し、確認等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ないようでございますので、報第 3 号を終わります。

日程第 10 報第 4 号 令和 5 年度奈良県広域消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（南 満君） 日程第 10、報第 4 号、令和 5 年度奈良県広域消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、管理者の説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 報第 4 号、令和 5 年度奈良県広域消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

議案書の 5 ページをご覧ください。

本件は、繰越明許費として議決をいただきました広陵消防署の大規模改修工事に伴う設計業務について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告をするものでございます。

1 枚おめくりをいただきまして、6 ページをご覧ください。

翌年度繰越額は 254 万 1,000 円で、内訳は全て一般財源となっております。

以上、ご報告をいたしますので、ご承知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 満君） 以上の報告に対し、確認等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ないようでございますので、報第 4 号を終わります。

日程第 11 報第 5 号 令和 5 年度奈良県広域消防組合一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（南 満君） 日程第 11、報第 5 号、令和 5 年度奈良県広域消防組合一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、管理者の説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 報第 5 号、奈良県広域消防組合一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

議案書の 7 ページをご覧ください。

令和 5 年度予算に計上しておりました消防職員の防火服等の調達事業について、不測の事態により、年度内に事業の完了が困難となったことから翌年度に繰越しをしたため、地

方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告をするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、8ページをご覧ください。

翌年度繰越額は2,153万7,890円で、内訳は全て一般財源となっております。

以上、ご報告をいたします。ご承知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 満君） 以上の報告に対し、確認等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ないようでございますので、報第5号を終わります。

日程第12 議第8号 令和6年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（南 満君） 日程第12、議第8号、令和6年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第8号、令和6年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げたいと思います。

議案書は、別冊になっております令和6年度一般会計補正予算書・補正予算に関する説明書の1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,072万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を152億1,736万8,000円とするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。

主な内容といたしましては、歳入の部、10款、組合債で3億5,070万円の減額、さらに1枚おめくりいただきまして、歳出の部、3款、消防費で3億5,072万4,000円の減額となっております。

本案は、今年度予算において計上しております大淀消防署建設工事に係る関係諸費について、工事期間の変更に伴い、事業計画に合わせた予算に改めるものでございます。

続きまして、5ページでございます。

第2表、債務負担行為補正、さらにおめくりいただきまして6ページの第3表、地方債補正につきましても、それぞれ所要の変更をしてございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） よろしくお願ひします。

まず、10ページの消防債、こちらからちょっと聞いていきたいんですが。これは令和3年度でしたかね、いわゆる規約の改正が行われて17条の条項ができた。それ以降、共同経費ということで、共通経費ですか、ということでやっています。今までであれば、こういった債権、自賄いの方ですね、から来れば、それはずっと毎年いわゆる負担金の中に各その区分の団体に乘せられていたということだと思ふんですけどね。今回はこれはもうそういったことじゃなくて、全体の共通した経費として見られていると、こういう解釈でよろしいですか。

○議長（南 満君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永でございます。16番、川田議員のご質問にお答えいたします。

公債費につきましては、共通経費として按分させていただいて、37市町村からご負担いただく、そのような予定になっております。

以上です。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） では、ちょっと聞きたいんですけどね。これ、以前に建て替えなされてたところも、令和3年以降の規約改正以降、その分はもう共通経費として途中から切り替わっているということの解釈がまず1点と。

いつも西澤議員からもご質疑あるんですけども、吉野消防署、この大規模改修ありましたね。これはまだ自己賄いのときの時期であったと。ちょっと調べていましたら、いわゆる以前に建て替えをしたとこだったら起債対象でやっているんですけどね。吉野署さんの場合は、そこの区分の方は、これ、現金で全部そのとき基金か何か取り崩されて払われているということなので今来てるんですよ。これ、起債を組んでいたら、今も共通経費でその費用は払っているということになるじゃないですか。これ、ちょっとおかしくないですか。あまりにも負担区分の違いがありますのでね。ちょっとそこで続けて聞きたいんですが。

1点目は、5点ほどちょっとあるんですけど、吉野署の大規模改修の工事に係る事務帰属にする団体はどこになるのか。

2点目は、事業対象となる目的やその利益、さらにはその対価利益などを受ける団体はどこか。

3点目は、吉野署の大規模改修は組規約第3条の共同する事務に該当するのか。

4点目に、共同事務であるのに、吉野署に関する事務帰属を持たない地方公共団体、構成団体ですね、が全額これを負担とされるのは、処理する事務の全額は広域消防が負担することというのが本来と思うんですけども、その経費の種別によっても、これ、変わりますけど、財政法などの原理から導きましたら、これは何ら利益も受けないものからお金をせしめていると、負担をせしめていると、こういうことにならないですか。改修されて、それでその建物が、利益を受けているのは、これ、広域消防でしょう。だって、受益者負担の原則からいったら、全く受益を受けてないものがなぜ負担しなきゃいけないのかと。これ、大きな問題だと思うんですよ。

規約なんかもちょうとこれ、また後の議題なんかちょうと突っ込んでいきたいんですが、規約事項も、これ、明確に書いてないわけですね。支弁方法等、いわゆる経費の負担のところでは書いてないです。協議して決めるとか、そういう書き方になっているんですよ。この辺もちょうと違法くさいんですけどね。ちょうとそのあたり、回答していただけますか。

○議長（南 満君） 北組合事務局次長。

○組合事務局次長（北 嘉文君） 事務局の北でございます。16番、川田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、吉野消防署建て替えのこの事務の帰属、これはどこのところであるかというところのご質問であったと理解しております。事務の帰属にありましては、奈良県広域消防組合でございます。

この庁舎改修による利益、これはどこの団体が受けるのかという、このようなご質問で

あったかと思います。こちらにありましては、奈良県広域消防組合管内全市町村が利益を受けるものでございます。

大規模改修事務、こちらにありましては、広域消防組合の共同事務に入っておるのかという、こういったご質問であったかと思います。規約に基づきます奈良県広域消防組合共同事務ということでございます。

あと、この共同事務になっておりますが、負担はどこが行っておるのかというところであったかと理解しております。負担にありましては、広域消防組合として負担の方をしておる、このようなところでございます。

ただ、広域消防組合の方に分担金といたしまして旧の吉野広域消防組合5町村の方からその特定の経費を頂いて、広域消防組合として負担をしておるところでございます。この負担方法は規約の方に規定しておるところでございます。議員ご指摘のとおり、規約の方には、詳細につきましては協議して定めるところになっておりまして、規約から協議に委任をされておるというところでございます。

この規約の制定にありましては県知事の許可が必要というところございまして、そのあたりは、各構成市町村の議会の議決をもちましてこの規約が成立し、県知事の許可をいただいた、このような経緯でございます。

答弁漏れありましたら申し訳ありません。

以上でございます。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） 今答弁いただいていたのをまず最初から確認していきたいんですが。広域消防組合が利益を受けているわけですね。区分に書かれている吉野町、川上村、東吉野村、下北山村、上北山村、ここは利益を受けてないんでしょう。だって、組合に参加した途端にこの事務執行機関は消滅しているわけですから、だから、何ら利益を受けてないでしょう。今、確かに分担金という名前の名目の下で、いわゆるちゃんとお金を払ってくださいと言って、結局負担させとるわけじゃないですか。だけど、何の利益も受けていないのに、そのお金の徴収をしてはいけないと、こういうことは、受益者負担の原則で、これ、当たり前なことでありましてね。これはどんな法律でも、地財法でもその趣旨ははっきり建設国債のところも書いていますよ、趣旨はね。

それだったら、この協議して決めるという、規約で協議して決めるということに委任されているからといって、中で無茶苦茶やっているんじゃないですか、これ。そうじゃないですか。協議して決めるって、協議して決めたら何でもいいんかということですよ。だって、そこには原理原則というのがありましてね。利益を受けてないものが負担をするということはある得ないんですよ。だって、今だったら共通経費として、今改正されたやり方、これが本来の形だと僕は思うんですけどね。だけど、当時は組合設立のときの事情とか色々あったのかもしれないですけど。だけど、建て替えなされた。でも、将来建て替えされたところは共通経費であると。過去になつたらないと。それだったら、やり方はいっぱいあるじゃないですか。

例えば、今、天理市さんと桜井市さんかな、建て替えの。あの起債の分は共通経費に今なっているんですよ、多分、3年以降は。それだったら、吉野町さんも現金で払っておられるけど、起債と同等の計算をして、その分共通経費にしてあげたらいいじゃないですか。

ただそれだけのことじゃないんですか。

これはどう考えても受益者負担の原則に僕は反していると思うんですよ。この規約も、規約はいわゆる規約に書かなければならないと、経費支弁等はね、なっているのに、これ、協議して定めるって振っとるわけですよ、協議に。これが違法かどうかというのはちょっと分かりませんが、だけど、要はその協議の中身でやっていいこととあかんことがあるので、だから、何でもそんなん、利益を受けてないものから利益を取ると、負担金を取るということは、これは地財法の趣旨からいっても、これ、反していると思いますけども、そのあたり、いかがですか。

○議長（南 満君） 北組合事務局次長。

○組合事務局次長（北 嘉文君） 事務局の北でございます。引き続きまして、16番、川田議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目でございますが、区分の利益はどこが受けておるのかというところの質問でございまして、この地域は受けておられないのではなかろうかというようなご質問であったかと思ひ……。

○16番（川田 裕君） いや、そんな質問ちゃうで。

○組合事務局次長（北 嘉文君） 申し訳ないです。では、続きまして、協議書で決めればどのようなことを決めても良いのかと、こういったご質問であったかと思ひます。このあたりにありましては、負担方法が、地方財政法の方の転嫁をしてはならないというこういった趣旨のところ、28条の2の趣旨の方から、費用負担を他の団体に転嫁はしてはならないという、こういった趣旨のところからの何でも良いのかというようなご質問であったかと理解をしております。

合理性がない極端な按分方法は、地方財政法の趣旨に反するとも思料されるところでございまして、今、広域消防組合内部での割り方というところになっておりますので、地方財政法違反の方には極端な例がない限り抵触しないのではなかろうかと、このような整理をしているところでございます。

あと、吉野消防署の建て替えに当たりまして現金で支払っておる、このあたりを地方債で建設された地域との差があるんじゃないかなろうかと、このようなご質問であったかと思ひます。

吉野消防署の建設経費も、共通経費として皆さんで負担するような方法に変えられないのかといったご質問かと思ひますが、このあたり、当時の規約に基づいた、繰返しになりますが、規約に基づいた負担というところで執行の方をさせてもらっておるというところで答弁をさせていただきたいと考えております。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） 回数、決まっていますのでね。聞いていることを答えていただきたいんですが。

言っているのが、規約で決めているからそのとおりやっているからいいんだと。だから、規約の解釈が間違っていて、協議して決めるんだったら何を決めてもいいんかということなんですよ。だから、何の利益も受けていないのに、そのものから金取っていいんかということなんですよ。消防組合の全体の事務って、これは分かっているわけですよ。だからここで今質疑しているわけですけども。その内部で市町村が協議して定めると、こう書

いてあるわけですよ、旧の改正前のいわゆる規約では。規約でやっていますねんということであって、じゃ、その規約の解釈を間違えて、協議して定めるといったってあくまでも受益を受けているところからいわゆる負担金を求めるのはいいけど、受益を受けてない。さっき受益ないと言ったじゃないですか。広域消防が全部利益を得ていると答弁していたでしょう。その答弁から導いたら、当然に吉野署さんも、3年以降の分は、それは起債割してあげたらですね、計算上ですよ。現金で払ってしまっていますけど、何かその分償還できるじゃない。償還というか、共通経費化できるじゃないですか。それぐらいの調整やってあげたらどうなんですか。

あなたたち、現金で払ってもうたら一番ありがたいわけですよ。だけど、一番ありがたいご努力をいただいているのに、一番負担金、分担金では損しているわけでしょう。そうじゃないんですか。これはどのように考えたって、利益も受けていないのにそれだけの著しい大きな負担をせしめられているということは、これはもう受益者負担の原則から絶対反していると思いますけどね。

それ、ちょっとここで結論出ないと思いますので、できましたらちょっとご協議いただいて、やはり公正公平をもってやっていくというのは当然のことだと思いますので、そこだけちょっと管理者、最後に一言お願いできないですか。

○議長（南 満君） 亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 川田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

おっしゃられる内容、しっかりとちょっと精査させていただいて、改めてご回答させていただきたいというふうに思いますので、それでご理解をいただければなというふうに思います。事務局としっかりとちょっと精査をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 満君） よろしいでしょうか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第8号、令和6年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案どおり可決されました。

日程第13 議第9号 工事請負契約の締結について

○議長（南 満君） 日程第13、議第9号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第9号、工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

議案書の方にお戻りいただきまして、9ページをご覧ください。参考資料については3ページとなっております。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び奈良県広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、磯城消防署移転新築工事でございます。契約金額は、15億1,847万5,640円、契約の方法は、一般競争入札でございます。契約の相手方は、中尾・中和特定建設工事共同企業体でございます。

工事の概要についてでございますけれども、9,943平方メートルの敷地に、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造地上2階建て、延べ床面積1,978平方メートルの施設を建設するものでございます。消防施設としての機能強化と併せ、広域消防全体の活動拠点として整備するものでございます。

参考資料の4ページ、5ページには、公表開札録と仮契約書をつけておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） これもちょっと先ほどの関連なんですけど、これも共通経費になっていくものですよね。そこでお聞きしたいんですが、これ、現行の規約の17条、こちらで、「分担金は、その総額を基準財政需要額割、救急出動件数割等に基づき算出するものとし、その割合は組合の条例で定める」と。これ、本来規約で書かなあかんと思うんですけど、これ、条例に振つとるわけですよ。

その条例をちょっと見てきたんですけれども、これ、条例のいわゆる第2条。第2条1項4号の中に広域調整額というのが書かれているんですね。これ、別表の2ということで条例をまとめられているんですけど。まず、今規約に書いていました救急出動件数割、次が基準財政需要額割、これが救急出動割は100分の7.15なんです。基準財政需要額割、これが100分の2.75、均等割が100分の0.55、面積割が100分の0.55、分担金実績額割、これが100分の89になっているんですよ。ほぼ9割が、これ、1つのところの分担金、分かれているんですよ。

だけど、もう1回規約に戻ってください。見てくださいよ。基準財政需要額割と救急出動件数割等に基づいた、この等の中に9割のやつが入っとるんですよ、これ。こんな書き方、行政文書、ないじゃないですか、普通は。普通は主要なものが文字化されて、そして、細かいものは書けないので、等で結ぶというのが本来の形でしょう。何でこんな重要な、8割もですね。約9割ですか、の負担割合額が規約に書かれてないんですか。ちょっとそれをお答えください。

○議長（南 満君） 梅野事務局長。

○組合事務局長（梅野正和君） 事務局長、梅野でございます。16番、川田議員のご質問

にお答えいたします。

ただいま、規約に書かれていない分担金実績割が約9割占めているところは、その規約で定めている基準財政需要額、救急割等の等になっているのはいかがかというところですが、こちら、過去、平準化するというところ、その過去の激変緩和措置というところで分担金実績割を入れたところですが、その過去の経緯のところが従来基準財政需要額とか勘案していたところですが、そういう分担金実績割が多くなってきました。

ただ、議員ご指摘のとおり、そういう基準財政需要額及び救急出動割が主になる規約になっているところから、そういうところをよく、今後もその分担金の負担割合の検討に当たっては、実際にその反映されるべき内容になるよう努めていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） これ、今すぐこれで規約を改正すると、またみんなご負担も大きいので、そこはまた何かのついでのときに改正してもらったらいんですけど、なぜこんなこと言っているかという、これ、条例に委任されているわけでしょう。条例というのは2分の1あったら変えられるわけじゃないですか。ここの議会で、この数字、ちょっと89になっているけど70に変えたらどうかできるわけですよ。これ、半数あれば。規約というのは、構成団体の議会において全部の議決をいただかなければ変更することができないわけでしょう。この重さを鑑みた場合、これ、かなり大きなことだと思いますよ。だけど、これが規約に書かれていたならば、そんな簡単に変更することはできないじゃないですか。そこはちょっと勉強してください。学習しとってください。次回ちょっとそれも回答、また返してください。

それともう1点、この17条第2項ですね。これも、管理者が前項の規定によることが適当でないと認める経費については、各市町村の協議により負担方法を定めるものとなっているんですよ。これも協議委任しているわけですよ。それは多々色々なケースが考えられるから一言で書けないのかもしれないですけども、せめて、これだったら、これこそ条例か何かで先ほど言っていた受益者負担の原則とかね。原則は財政法の中ではあるわけですから、そこから枠組みを超えて、規約に書いているから何でもやっていいんだ、そんなことないですからね。

だから、そういった基準をちょっと決めてくださいよ。何をやったらやっていいのか。こういったことはやっちゃいけないのかとかね。大体大まかでも決めれるじゃないですか。最低でもそういった基準的なものを作成して運営をやっていただかないと、協議で決まったら何でもいいんだって、それはあり得ないですから。それだけちょっとまた研究いただいて、ご報告をいただければと思います。

以上、終わります。

○議長（南 満君） 他、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 満君) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第9号、工事請負契約の締結について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 満君) ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案どおり可決されました。

日程第14 議第10号から日程第16 議第12号までの財産の取得について

○議長(南 満君) 日程第14、議第10号、日程第15、議第11号、日程第16、議第12号を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者(亀田忠彦君) 議第10号、議第11号、そして議第12号につきましては、財産の取得でありますので、一括してご説明を申し上げます。

議案書につきましては、11ページからとなっております。

本案につきましては、奈良県広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、1件目でございます。議第10号につきましては、人員搬送車4台の調達でございます。配置場所は、大和郡山消防署、西和消防署、葛城消防署、広陵消防署で、入札の結果、森カーサービスと1,787万4,780円で仮契約を締結してございます。

お手元には人員搬送車の写真を配付しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

1枚おめくりをいただきまして、13ページをお開きください。

2件目でございます。議第11号につきましては、救急自動車2台の調達でございます。配置場所につきましては、奈良県立医科大学にございます救急ワークステーションと大和郡山消防署となっております。入札の結果、奈良トヨタ株式会社と6,292万円にて仮契約を締結してございます。

続きまして、15ページ。

3件目でございます。議第12号につきましては、パソコン150台の調達でございます。計画に基づき更新するもので、入札の結果、パナソニックコネクト株式会社と3,279万4,250円で仮契約を締結してございます。

参考資料といたしまして、7ページ以降に公表開札録あるいは仮契約書をそれぞれ添付しておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

以上で、議第10号から議第12号の3議案についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(南 満君) これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

4番、竹邑議員。

○4番(竹邑利文君) これ、人員搬送車なんですけども、特別艀装というのはもう、こ

れ、カラー塗装と赤色灯ぐらいなんですか、艀装部分。

○議長（南 満君） 丸本警防部長。

○警防部長（丸本千彰君） 警防部長の丸本でございます。4番、竹邑議員の質問にお答えさせていただきます。

車両艀装につきましては、議員のおっしゃる以外のところで、無線の取替え事業であったり、そういった部分も含めての艀装部分となっております。

以上でございます。

○議長（南 満君） 4番、竹邑議員。

○4番（竹邑利文君） これ、入札業者が3社ですわな。これ、私、分からんのやけどね、この入札業者の基準というのはございますの。だから、例えばこの地区だけの業者しかあかんとか、この規定を簡単に教えてください。

○議長（南 満君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永でございます。引き続きお答えいたします。

物品の購入及び役務の業務に関しましては、奈良県広域消防組合の登録業者から契約をすることになっておりまして、消防車両でありましたり一般の車両も登録していただいている業者様が一般競争入札に参加していただいております、そのような状況でございます。

○議長（南 満君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより議第10号、議第11号、議第12号の3議案について、個別採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、個別採決といたします。

初めに、議第10号、財産の取得、人員搬送車の購入について、原案どおり可決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案どおり可決されました。

次に、議第11号、財産の取得、高規格救急自動車の購入について、原案どおり可決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案どおり可決されました。

最後に、議第12号、財産の取得、パソコンの購入について、原案どおり可決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案どおり可決され

ました。

日程第 17 同第 2 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（南 満君） 日程第 17、同第 2 号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議案書の 17 ページでございます。

同第 2 号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明をさせていただきます。

監査委員につきましては、17 番、広陵町の小原薫議員を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（南 満君） ただいま、監査委員の選任につき、小原議員の同意案が提案されました。

地方自治法第 117 条の規定により、小原議員の退場を求めます。

（小原議員 退場）

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

同第 2 号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、同第 2 号は原案どおり同意することに決定しました。

ここで、小原議員の入場を許可いたします。

（小原議員 入場）

○議長（南 満君） ただいま、小原議員の監査委員選任案が同意されました。ここで、小原議員に監査委員就任のご挨拶を受けることといたします。

小原議員、ご登壇よろしくお願いいたします。

小原議員。

○17 番（小原 薫君） ただいま、奈良県広域消防組合の監査委員としてご同意いただきました広陵町の小原でございます。大変重責ではございますが、監査委員としての職務を自覚し、全力を挙げて職責に取り組む所存でございます。

今後は、梅崎監査委員と共に、公正公平な立場で職務を遂行してまいりますので、各議員皆様方のご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして、監査委員就任のご挨拶とさせて

いただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（南 満君） 以上をもちまして、本臨時会に提出されました議案は全て議了いたしました。

管理者閉会挨拶

○議長（南 満君） ここで、管理者からご挨拶の申入れがございましたので、これを許可いたします。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 閉会に当たりまして、御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本臨時会におきましては、長時間にわたりまして、重要な議案を提案いたしましたところ、議員の皆様方には慎重なるご審議を賜り、本日ここに全議案滞りなく議了いただきましたことに、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、本日就任をされました議長、副議長、そして議会運営委員会の委員長、副委員長におかれましては、消防組合及び議会の運営について、豊富な知識、経験を生かされまして、多大なるお力添えを賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、監査委員に就任されました小原議員には、適正な予算執行や組合の運営に対し、その監視役としてご指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

結びになりますけれども、暑さ厳しい折でございます。議員各位には、ますますご健勝でご活躍されますことを心からご祈念を申し上げ、簡単ではございますけれども、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（南 満君） これをもちまして、令和6年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

午後3時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 竹 邑 利 文

議 長 南 満

署名議員 牧 浦 秀 俊

署名議員 丸 井 雅 弘